

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ		
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号: 03-3506-6000(内線3618)	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年3月5日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】                  現在、金融商品取引所においては有価証券及び証券・金融先物等が取り扱われ、商品取引所においては商品先物等が取り扱われている。国際的な市場間競争が進展する中で、我が国取引所の国際的な魅力を高めるため、今回の改正により、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ(取引所本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入)を容認するための制度整備等を行うこととする。</p> <p>【目的及び必要性】                  我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図るとともに、利用者の利便性を向上させるためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携等を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を行う必要がある。</p>		
法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法第87条の2、第87条の3、第103条の2、第106条の6、第106条の7、第106条の14、第106条の20、第106条の21、第106条の24、第106条の28、第109条、第122条、第123条、第124条、第152条、第156条の19		
想定される代替案	金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る形態について、資本提携等を通じたグループ化(親会社形態や持株会社を通じた兄弟会社形態によるもの)を可能とするが、同一取引所による金融商品市場と商品市場の両市場の開設は認めないこととする。(金融商品取引所による商品市場開設等業務及び商品取引所による金融商品市場開設等業務は行えない。)		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	商品市場の開設を行うおとする金融商品取引所において、兼業市場の開設又は子会社保有の認可申請を行う費用が発生する。	本案に比べ、同一取引所による相互乗入れは行えないことから、商品市場の開設を行うおとする金融商品取引所は、必ず別会社を設立等する必要があり、そのための費用が増加する。	
(行政費用)	商品市場の運営により、取引所金融商品市場の健全かつ適正な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督するための費用が発生する。	(本案と同様)	
(その他の社会的費用)	特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。	(本案と同様)	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	同一取引所又は取引所グループのいずれの形態による相互乗入れも可能であるため、取引所は、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することが可能になると考えられる。	本案に比べ、相互乗入れの参入形態に制約があるため、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものになると考えられる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析)                  今般の改正により、新たに遵守費用及び行政費用が発生するが、取引所の相互乗入れが可能となることは、我が国取引所の競争力強化につながることに、投資者にとっても多様な品揃えが実現することによって、幅広い分散投資やリスクヘッジを効率的に行うことができるなど、その利便性向上が期待できる。よって、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案との比較)                  代替案では、相互乗入れの形態がグループ化によるものに限定されることで、取引所は効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することに制約が課されることとなる。このため、同一取引所においてフルラインの品揃えを確保できないことで、本案と比較して、新たな費用が発生するとともに利用者利便が減殺されるおそれがあると考えられる。このため、代替案では、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものとなる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	金融審議会金融分科会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(20年12月17日公表)において、以下のとおり提言頂いた。 「同一の取引所において金融商品市場と商品市場の両市場を開設することを可能とすることに加え、親会社の形態や、持株会社を通じた兄弟会社の形態によるものを可能とすることが適当である。」		
レビューを行う時期又は条件	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。		
備考			